

## CESR助言案へのコメントに対するCESRの対応

CESR(欧州証券規制当局委員会)は、日本・米国・カナダの各会計基準の国際会計基準(IAS)との同等性評価に係る技術的助言の公表(7月5日)と同時に、CESRの助言案(4月27日付け)に対して出された27通の意見書(パブリック・コメント・レター)(注)に対応して、CESRとしての考え方と対応を示すステートメント(Feedback Statement)を公表。その概要は、以下のとおり。

(注) 我が国からは、金融庁、経済産業省、企業会計基準委員会(ASBJ)、日本経済団体連合会及び日本公認会計士協会が意見書を発出。

(CESR助言案へのコメント1)CESRのアプローチは、コストを十分考慮していない。

### 【CESRの考え方・対応】

1. 今回のCESRのアプローチは、欧州委員会(EC)の検討指示(技術的であるべき、重要な相違にのみ焦点を当てるべき、グローバルかつ全体的であるべき)に従うのみならず、
  - ・すべての市場参加者のコストとベネフィットのバランスを図る必要性、
  - ・国内会計基準設定主体とIASB(国際会計基準審議会)の間で行われているコンバージェンス・プロジェクトの存在(及び2007年以前におけるありそうな結論)、
  - ・EU内外における金融市場のグローバルな統合及び規制の調和を促進するような解決を求める政治的意思を考慮に入れたバランスが十分とれたものと確信。
2. 補完措置(remedies)が証券発行者にとってコストとなることは無視されていないが、以下の点が認識されるべき。
  - ・ 会計基準の重要相違のリスト及び補完措置は真に必要なものに限定されていること。
  - ・ 重要な相違と指摘されている基準の幾つかは、特にコンバージェンス・プロジェクトの結果、中期的にはなくなるだろうこと。
  - ・ CESR助言の実際の影響は証券発行者の状況次第であり、証券発行者が第3国基準の下でIASと同種の財務情報を示す会計方針を採用していれば、当該証券発行者にとって多くの補完措置は関連性がないこと。

(CESR助言案へのコメント2)補完措置の適用の枠組みが明確でない。特に、会計基準の重要相違のいわゆる包括条項(“catch all provisions”)は問題。

**【CESRの考え方・対応】**

1. CESR助言は、まず会計基準の重要相違リストと関連する補完措置を示しており、第3国の証券発行者は基本的には当該リストを参照することが期待される。
2. 証券発行者の責任においてこれら重要相違と補完措置が自らの財務状況に関連性・重要性があるかどうかを判断する考え方を維持。関連性・重要性の意味の明確化を追加。
3. 重要相違リストに掲載されていない項目については、追加的開示が必要な場合を例外的とし、一定の産業特有の取引・事象に関する場合、その他異例の会計処理につながる異例の取引・事象に関する場合に限定。この包括条項の限定は重要な追加。
4. CESRとしては、現時点では、原則ベースの枠組みを維持し、補完措置に関する更なるガイダンスを示さないが、将来的には追加ガイダンスが整備されることはあり得る。
5. 補完措置のうち、追加開示については、助言案では3分類(開示A、開示B及び開示C)であったものを2分類(開示A及び開示B)に整理・明確化。これは、助言案の開示Aと開示Bを統合して開示Aとし、助言案の開示Cを開示Bとするもの。開示Aと開示Bの決定的相違は、開示Bでは関連すると取引・事象を国際会計基準の下で再測定すること。これに対し、開示Aは、第3国基準の下で既に開示されているものを拡大するもの。
6. 補完措置のうち、補完計算書の定義についても、非常に限定的な場合に適用される補完措置として、一層明確化。

(CESR助言案へのコメント3)日本基準の技術的評価についてコメント。

**【CESRの考え方・対応】**

1. 日本基準に関する特定のコメントは、一部の技術的論点の説明や一部の論点の結論の再評価に有用。具体的には、IAS12号(繰延税金資産と不良債権)、IAS19号(代行返上)、IAS32号・36号(重要な価値下落)。
2. 一部の重要相違項目(棚卸資産の評価基準(IAS2号)、在外子会社の会計基準の

統一(IAS27号)及び投資不動産(IAS40号))は、IASとの短期的コンバージェンス・プロジェクトの結果、近い将来になくなるだろう。これらは、継続的評価メカニズム(early warning mechanism)によってフォローアップされる重要な要素。また、日本企業等はIAS類似の会計方針を実務的に選択可能であるので、幾つかの補完措置は適用しなくてもよいかもしれない。

(以上)